

# 総務





# 総務

## 1 市 庁 舎

### (1) 本庁舎

所在地 一宮町一丁目5番1号  
 ☎65-1234

沿革 昭和12年11月開庁（旧新居浜町役場庁舎使用）  
 昭和19年5月庁舎開庁  
 昭和25年11月火災により焼失  
 昭和27年4月庁舎開庁  
 昭和27年10月議事堂開設  
 昭和41年度から庁舎建設基金設置、  
 具体的検討に着手  
 昭和48年議会に庁舎建設特別委員会を設置  
 昭和53年7月庁舎建設着工  
 昭和55年1月31日庁舎完成  
 昭和55年3月3日開庁

敷地面積 1万8,320.57㎡  
 構造 鉄骨鉄筋コンクリート造地下1階・地上6階・塔屋2階、鉄筋コンクリート造2階建

建築面積 3,607.48㎡  
 延床面積 1万5,235.94㎡  
 建物の高さ 36.4m

駐車場 収容台数 200台  
 建設事業費 30億1,000万円（建設費27億5,000万円、一部用地取得費2億6,000万円）

### (2) 支所庁舎

区分	上部支所	川東支所	別子山支所
所在地	喜光地町一丁目5番9号 ☎43-6101	松神子一丁目8番20号 ☎46-1180	別子山甲482番地の3 ☎64-2011
敷地面積	1,633.05㎡	1,550.40㎡	1,808.75㎡
構造	鉄筋コンクリート造 2階建	鉄筋コンクリート造 2階建	鉄筋コンクリート造 2階建
延床面積	(992.28㎡の内) 305.50㎡使用	(624.23㎡の内) 101.37㎡使用	581.96㎡
建築年月日	昭和55年3月29日（新築）	昭和54年3月25日（新築） 昭和61年2月12日（増築）	昭和35年（別子小学校弟地分校新築） 昭和57年、昭和63年、平成3年（増築）
建設事業費	建設費 1億4,333万円 一部用地取得費 3,404万円	建設費 6,076万円 —	建設費 1億4,965万円 —

(3) 本庁舎案内図

		機 械 室																				
		議 場 傍 聴 席																				
6 階 (議事堂)	議事課	議会事務局	記録室	議会図書室	議会資料室	議員応接室1・2	議員控室	正副議長応接室	正副議長室	協議員全室	委員全室	第1、2、3、4	議場									
	情報政策課	企画部	選挙管理委員会	農務局	農業委員会	監査委員	監査委員室	教育長室	学務課	社会教育課	体育文化課	教育委員会	市人権擁護課									
	建築指導課	建築住宅課	用地課	道路課	都市計画課	建設部	土地開発公社	面談コーナー	下水道建設課	下水道管理課	環境部	運輸観光課	農林水産課	農地整備課	經濟部							
	記者クラブ		別子銅山文化遺産課	財政政策課	総合政策課	秘書広報課	企画部	副市長室	市長室	行政資料室	防災安全課	総務課	人事課	総務部	入札室	契約課	総務部					
	債権管理対策室	資産税課	市民税課	収入税課	管財課	総務部	福祉包括支援センター	福祉部	参与室	消費生活センター	市民相談コーナー	面談コーナー	法務局窓口	男女共同参画課	市民活動推進課	市民部	環境保全課	環境部	環境部	公害分析室	保健室	教養室
	市民課	市民部		総合案内		面談コーナー		国保課	福祉課	介護福祉課	福祉部	児童福祉課	福祉部	出納室					伊予銀行新居浜市役所出張所			
地階			機 械 室		(休日・夜間) 受付		宿直警備室		売店		食堂											



## 2 市 有 財 産

### (1) 土地建物

(22. 3. 31 現在・単位：㎡)

区 分		土地(地積)	建 物 延 床 面 積			
			木 造	非木造	計	
行政 財 産	本 庁 舎	24,350	186	20,867	21,053	
	その他の 行政機関	(消防) 施設	11,660	27	8,379	8,406
		その他の施設	686,200	212	55,826	56,038
	公 共 用 財 産	学 校	495,338	4,716	173,211	177,927
		公 営 住 宅	231,082	5,903	118,807	124,710
		公 園	503,208	127	1,403	1,530
		その他の施設	1,133,840	9,136	105,393	114,529
小 計	3,085,678	20,307	483,886	504,193		
普 通 財 産	山 林	48,022,294	240	30	270	
	普通財産・その他一般	286,374	3,663	13,106	16,769	
	工業団地臨海工業用地	12,984	0	0	0	
	小 計	48,321,652	3,903	13,136	17,039	
合 計	51,407,330	24,210	497,022	521,232		

### (2) 物 権

(22. 3. 31 現在・単位：㎡)

区 分	地 積
地 上 権	69,638
借 地 権	190,870
無 償 借 地 権	104,687
合 計	365,195

### (3) 有価証券

(22. 3. 31 現在・単位：千円)

区 分	金 額
株 券	132,292

### (4) 出資による権利

(22. 3. 31 現在・単位：千円)

区 分	金 額
愛媛県海外移住組合	3
愛媛県漁業信用基金協会	3,150
愛媛県農業信用基金協会	510
(有) 悠 楽 技 術	28,150
(有) 別子木材センター	34,880
新居浜市土地開発公社	10,000
(社) 社会福祉事業協会	1,000
地方公営企業等金融機構	8,206
愛媛県信用保証協会	17,903
財 愛媛の森林基金	14,067
財 愛媛県栽培漁業基金	13,472
財 新居浜市文化体育振興事業団	50,000
財 愛媛県テクノポリス財団	17,913
東予情報処理技術振興財団	1,000
愛媛県国際交流協会	3,789
テクノポリス開発機構	3,135
財 東予産業創造センター	375,905
愛媛県暴力追放推進センター	11,582
財 愛媛県廃棄物処理センター	539
愛媛県農林漁業後継者育成基金	16,426
愛媛県災害ボランティア支援本部	1,818
財 愛媛県スポーツ振興事業団	11,624
財 愛媛県文化振興財団	3,518
合 計	628,590

### (5) 基 金

(22. 3. 31 現在・単位：千円)

区 分	金 額
特 別 奨 学 基 金	32,123
奨 学 資 金 貸 付 基 金	99,430
青 野 記 念 奨 学 基 金	78,629
入 学 準 備 金 貸 付 基 金	2,226
財 政 調 整 基 金	4,829,468
土 地 開 発 基 金	2,076,860
体 育 施 設 建 設 基 金	691,197
平 尾 墓 園 管 理 基 金	93,893
文 化 振 興 基 金	1,831,158
寺 尾 音 楽 教 育 振 興 基 金	10,000
減 債 基 金	663,590
図 書 館 図 書 整 備 基 金	35,716
地 域 福 祉 基 金	545,217
生 活 文 化 ま ち づ くり 基 金	27,920
国 際 交 流 基 金	46,327
工 藤 交 通 災 害 遺 児 修 学 基 金	10,352
ふるさと・水と土保全対策基金	10,427
国民健康保険財政調整基金	375,301
介 護 給 付 費 準 備 基 金	139,380
浮 川 健 康 づ くり 基 金	50,581
公 共 施 設 整 備 基 金	121,925
別 子 山 振 興 基 金	464,083
災 害 対 策 基 金	130,721
こ ど も 夢 未 来 基 金	11,363
合 併 振 興 基 金	1,853,055
あ か が ね 基 金	97,162
介 護 従 事 者 処 遇 改 善 特 例 基 金	31,618
合 計	14,359,722

財政調整基金	平成22年5月31日	1,010,000千円	取崩し
平尾墓園管理基金	平成22年5月31日	587千円	取崩し
減債基金	平成22年5月31日	26,707千円	取崩し
国民健康保険財政調整基金	平成22年5月31日	181,673千円	取崩し
地域福祉基金	平成22年5月31日	782千円	取崩し
別子山振興基金	平成22年5月31日	24,883千円	取崩し
あかがね基金	平成22年5月31日	829千円	取崩し

### 3 債 権 管 理

地方分権改革により、国と地方との役割の抜本的な見直しが進められ、さらなる権限の移譲により自治体が主体的にまちづくりを推進することが可能となってきた。この権限を効果的に施策へ反映するためにはそれに見合う財源が必要であり、これまで以上に経費の節減及び市民の公平・公正な負担に基づく自主財源の確保が重要となっている。

このようなことから、本市が保有する債権について、一層の適正管理にむけた方針・手法について検討を進めている。

#### (1) 債権管理に関する方針の検討

本市が保有する債権についての適正な管理・回収を推進するため、債権管理に関する方針の検討を進めている。

#### (2) 強制徴収債権の滞納整理

国保料・保育料等、市税の徴収と同様の手続きによる債権回収が可能なものについて、滞納処分(差押)を含めて滞納額圧縮に向けた手法を検討中であり、順次実施していく。

### 4 契 約

契約の状況

(単位：件、千円)

区 分		年 度	19	20	21
工 事 請 負 契 約	市 内 業 者	件 数	435	482	555
		金 額	4,091,044	4,220,001	6,063,831 ( 351,225)
	市 外 業 者	件 数	51	41	45 ( 1)
		金 額	853,469	759,013	1,302,502 ( 351,225)
	小 計	件 数	486	523	600 ( 1)
		金 額	4,944,513	4,979,014	7,366,333 ( 702,450)
物 品 購 入 契 約		件 数	2,579	2,582	2,782
		金 額	252,672	281,664	332,840

- 注：1. ( ) 内件数は共同企業体  
 2. ( ) 内金額は出資比率による。  
 3. 出資比率の多い方に件数を入れる。  
 4. 水道局契約分を含む。

# 5 市 税

(1) 税目・税率等

(22.4.1 現在)

税 目	区 分 ・ 税 率 等			納税義務者		
個 人	均等割	定額 3,000円		58,370人 (21年度)		
市民税	所得割	6.0%				
法 人 市 民 税	均 等 割	資本金等の額を有する法人で資本金等の額が50億円を超えるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 300万円	18 社		
		資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超え50億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 175万円	7 社		
		資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超えるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	年額 41万円	194 社		
		資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 40万円	27 社		
		資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	年額 16万円	157 社		
		資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1000万円を超え1億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 15万円	44 社		
		資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1000万円を超え1億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	年額 13万円	524 社		
		資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1000万円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 12万円	20 社		
		上記以外の法人等	年額 5万円	2,390 社		
		合 計			3,381 社	
法人 税 割		$\frac{14.7}{100}$				
軽 自 動 車 税	原動機付自転車			(課税台数)		
	ア	第1種原付50cc以下	年額 1,000円	12,605台		
	イ	第2種原付(乙)50cc超90cc以下	年額 1,200円	2,274台		
	ウ	第2種原付(甲)90cc超125cc以下	年額 1,600円	1,152台		
	エ	ミニカー(3輪以上20cc超50cc以下又は0.25KW超0.6KW以下)	年額 2,500円	70台		
	軽自動車及び小型特殊自動車					
	ア	2輪のもの	年額 2,400円	1,128台		
	イ	3輪のもの	年額 3,100円	2台		
	ウ	4輪以上のもの	乗用のもの	営業用	年額 5,500円	7台
			貨物用のもの	自家用	年額 7,200円	26,762台
				営業用	年額 3,000円	163台
				自家用	年額 4,000円	11,240台
エ	農耕作業用自動車	年額 1,600円	68台			
オ	ポートトレーラー	年額 2,400円	13台			
カ	その他のもの	年額 4,700円	97台			
キ	2輪の小型自動車	年額 4,000円	1,368台			
				計56,949台		

市たばこ税	1,000本につき3,298円(旧3級品以外) 1,000本につき1,564円(旧3級品)	6社
入湯税	1人1日について150円	1社
固定資産税	$\frac{1.4}{100}$ (償却資産含む)	47,584人
都市計画税	$\frac{0.28}{100}$	26,622人
特別土地保有税	取得分 $\frac{3}{100}$ 保有分 $\frac{1.4}{100}$	—

(2) 納税義務者数(課税状況調)

市民税

ア 個人

(21.7.1現在・単位：人)

区分	年	17	18	19	20	21
普通徴収		22,340	27,023	26,798	26,572	28,908
特別徴収		30,578	30,817	31,478	31,907	29,465
計		52,918	57,840	58,276	58,479	58,373

イ 法人

(21.7.1現在・単位：社)

区分	年	17	18	19	20	21
法人均等割納税義務者数		3,209	3,234	3,302	3,336	3,381

(3) 固定資産概要調書

ア 土地

(22.4.1現在)

区分	地目	田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雑種地	計
地積	評価総面積(m <sup>2</sup> )	8,692,790	6,723,455	24,037,540	27,868	60,745,398	100,729	3,845,027	104,172,807
	法定免税点以上(m <sup>2</sup> )	7,774,742	5,418,377	23,897,432	19,962	58,277,448	65,998	3,756,442	99,210,401
決定価格	総額(千円)	1,652,877	2,085,254	541,099,128	67,587	934,714	3,101	32,093,236	577,935,897
	法定免税点以上(千円)	1,570,924	2,037,372	539,864,266	67,349	895,187	2,052	31,920,981	576,358,131
課税標準額(千円)		1,273,047	1,418,951	214,330,394	45,896	892,492	1,868	21,535,231	239,497,879
筆数	評価総筆数	14,090	12,844	110,002	34	8,765	206	9,830	155,771
	法定免税点以上	12,398	9,653	108,038	26	6,820	154	8,360	145,449
単位 当り 価格	平均価格(円/m <sup>2</sup> )	190	310	22,511	2,425	15	31	8,347	5,548
	最高価格(円/m <sup>2</sup> )	48,770	61,448	89,540	21,630	1,350	11,087	79,819	89,540



## イ 家屋

(22.4.1 現在)

区 分		総 数 (A)	法定免税点未満	法定免税点以上(B)	構 成 ( $\frac{B}{A}$ )
納 税 義 務 者 (人)		42,324	5,081	37,243	87.99
棟 数	木 造	54,937	5,897	49,040	89.27
	木 造 以 外	20,475	276	20,199	98.65
	計	75,412	6,173	69,239	91.81
床 面 積 (㎡)	木 造	4,573,948	335,156	4,238,792	92.67
	木 造 以 外	4,396,617	5,480	4,391,137	99.88
	計	8,970,565	340,636	8,629,929	96.20
決 定 価 格 (千円)	木 造	85,439,689	451,448	84,988,241	99.47
	木 造 以 外	147,554,274	19,764	147,534,510	99.99
	計	232,993,963	471,212	232,522,751	99.80
単 位 当 価 格 (円/㎡)	木 造	18,680	1,347	20,050	—
	木 造 以 外	33,561	3,607	33,598	—

## ウ 償却資産

(22.4.1 現在)

区 分		決 定 価 格 (千円)	課 税 標 準 額 (千円)	課 税 標 準 額 の 内 訳	
				課 税 標 準 の 特 例 規 定 の 適 用 を 受 け る も の	左 記 以 外 の も の
市 決 長 定 が し 価 た 格 も を の	構 築 物	31,974,315	31,316,474	293,553	31,022,921
	機 械 及 び 装 置	110,838,530	109,228,168	583,109	108,645,059
	船 舶	3,726,258	1,929,435	1,796,822	132,613
	車 両 及 び 運 搬 具	747,946	747,946	0	747,946
	工 具 器 具 備 品	14,944,833	14,912,590	22,126	14,890,464
	小 計 (イ)	162,231,882	158,134,613	2,695,610	155,439,003
法 関 第 三 八 九 条 係	総 務 大 臣	42,270,034	38,633,898		
	県 知 事	72,227	54,170		
	小 計 (ロ)	42,342,261	38,688,068		
合 計 (イ) + (ロ)		204,574,143	196,822,681		

## (4) 市税収納状況

ア 過去5カ年度収納状況（滞納繰越分含む）

（単位：千円）

年 度	調 定 額	収 納 額	収 納 率
17	18,330,267	17,055,322	93.04 %
18	19,682,510	18,398,607	93.48
19	22,970,636	21,865,648	95.19
20	21,061,185	19,968,847	94.81
21	19,681,439	18,587,636	94.44

イ 平成21年度税目別収納状況

（単位：千円）

税 目		調 定 額	収 納 額	収 納 率
市 民 税	個 人	6,225,457	5,861,196	94.15
	法 人	1,601,059	1,587,156	99.13
	小 計	7,826,516	7,448,352	95.17
固 定 資 産 税		9,637,453	9,043,287	93.83
交 付 金		13,005	13,005	100.00
軽自動車税		285,138	256,397	89.92
市たばこ税		775,402	775,402	100.00
入 湯 税		369	369	100.00
都 市 計 画 税		1,143,556	1,050,824	91.89
総 計		19,681,439	18,587,636	94.44

## (5) 納税貯蓄組合

区 分		年 度	17	18	19	20	21
組 合 数	地 域 組 合		36	33	33	30	29
	職 域 組 合		1	1	1	—	—
	計		37	34	34	30	29
課 税 者 数 (人)	地 域 組 合		1,761	1,657	1,766	1,463	1,391
	職 域 組 合		50	50	50	—	—
	計		1,811	1,707	1,816	1,463	1,391
期 限 内 納 付 額 (千円)	地 域 組 合		184,642	171,582	192,239	173,857	147,672
	職 域 組 合		14,184	24,695	14,191	—	—
	計		198,826	196,277	206,430	173,857	147,672
市 税 調 定 額 (県 民 税 含 む) (千円)	地 域 組 合		189,706	176,949	198,551	177,859	153,473
	職 域 組 合		14,288	25,189	14,615	—	—
	計		203,994	202,138	213,166	177,859	153,473
納 付 率 (%)	地 域 組 合		97.33	96.97	96.82	97.75	96.22
	職 域 組 合		99.69	98.04	97.10	—	—
	計		97.46	97.10	96.84	97.75	96.22

## 6 職 員

### (1) 職員数

(22.4.1 現在・単位：人)

部 局 名	定 数	実 職 員 数				
		事務職	技術職	技能職	教育職	計
市長事務部局	667	401	218	6		625
水道局	50	24	17			41
消防長の事務部局	134	123				123
議会の事務部局	10	9				9
教育委員会の事務部局	37	30	2		5	37
その他の教育機関	76	7	10	32	6	55
選挙管理委員会の事務部局	4	2				2
監査委員の事務部局	3	3				3
農業委員会の事務部局	7	6				6
派遣職員	3	2				2
合 計	991	607	247	38	11	903

注：休職・育児休業職員を含む。

### (2) 一般行政職の級別職員数の状況

(22.4.1 現在)

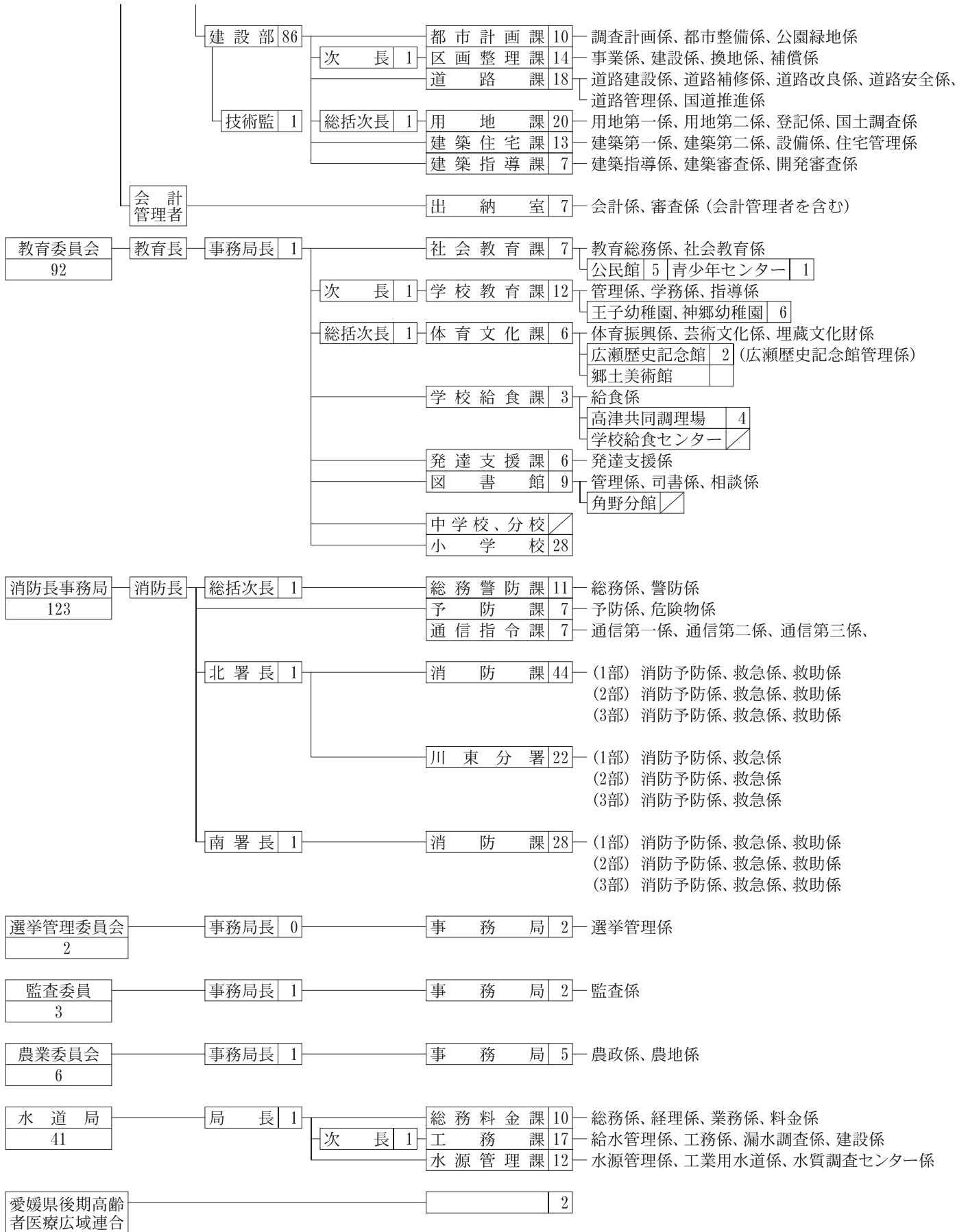
区 分	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	計
代表的な職名	部長	次長	課長 主幹 技幹	副課長 専門員係長 専門員主査	係長 主査	主任	上級 主事	主事	
職員数(人)	9	18	62	89	148	120	37	26	509
構成比(%)	1.8	3.5	12.2	17.5	29.1	23.6	7.2	5.1	100.0

注：新居浜市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数

# 7 行政機関と職員数

(22.4.1現在)





## 8 給与・報酬及び費用弁償

### (1) 特別職の給料・報酬

(単位：円)

職名	15. 12 改正 15. 12 適用	18. 4 改正 18. 4 適用	22. 4 改正 22. 4 適用
市長	月額 997,000	994,000	992,000
副市長 (総括)	” 813,000	810,000 (19.4 助役より改正)	809,000
副市長 (特命)	”	710,000 (21.4 新設)	709,000
監査委員	” 461,000	459,000	458,000
固定資産評価員	” 316,000	314,900	314,300
教育長	” 685,000	683,000	682,000
教育委員会委員長	” 152,000	151,500	151,200
教育委員会委員	” 127,000	126,600	126,400
選挙管理委員会委員長	” 49,500	49,300	49,200
選挙管理委員	” 37,700	37,600	37,500
選挙管理委員補充員	日額 14,100	14,100	14,100
監査委員 (非常勤)	月額 253,000	252,100	251,600
監査委員 (議会選任)	” 52,500	52,300	52,200
固定資産評価審査委員会委員	日額 14,100	14,100	14,100
公平委員会委員長	” 15,700	15,600	15,600
公平委員会委員	” 15,700	15,600	15,600
農業委員会会長	月額 63,200	63,000	62,900
農業委員会会長代理	” 49,500	49,300	49,200
農業委員会委員	” 44,600	44,400	44,300
農業委員会部会長	” 49,500	49,300	49,200
選挙長	日額 20,000	19,900	19,900
開票管理者及び投票所の投票管理者	” 18,300	18,200	18,200
開票立会人、選挙立会人及び投票所の投票立会人	” 14,100	14,100	14,100
法令又は条例の規定により出頭した選挙人、その他関係者	” 9,000	9,000	9,000
法令又は条例の規定により公聴会に参加した者の実費弁償	” 9,000	9,000	9,000

※ 平成21年4月1日に副市長の定数を1人から2人に改正し、副市長(総括)及び副市長(特命)とした。

## (2) 職員給与

## ア 補職別平均給料

(22.4.1 現在)

区分 補職	人員 人	給料 円	勤続年数		年齢		最 高				最 低					
							給料 円	勤続年数		年齢		給料 円	勤続年数		年齢	
			年	月	歳	月		年	月	歳	月		年	月	歳	月
部長相当職	11	468,436	35	8	57	10	471,800	36	1	58	4	466,000	38	1	58	7
次長相当職	23	445,521	34	7	56	2	455,703	37	1	59	10	441,300	35	1	53	0
課長相当職	55	427,961	31	10	54	1	455,703	37	1	59	8	411,400	27	1	50	11
主・技幹相当職	32	423,138	31	8	53	9	452,112	35	1	58	9	407,100	29	1	47	3
副課長相当職	136	401,310	27	5	49	9	431,661	37	1	59	1	380,300	23	1	46	5
専門員係長・主査相当職	2	409,265	36	10	59	7	417,695	37	1	59	10	400,835	36	7	59	4
係長相当職	138	367,809	21	2	43	7	417,695	38	1	56	8	340,700	16	1	39	8
主査相当職	107	352,454	23	4	45	6	410,911	37	1	56	10	326,700	15	1	37	2
主任相当職	218	288,314	13	7	35	5	330,200	20	1	40	4	258,200	8	1	30	0
主事相当職	138	207,644	5	4	27	6	295,500	16	1	38	10	140,100	0	1	18	3
技能労務職	38	373,694	23	8	49	9	414,303	36	1	59	1	291,900	18	1	36	9
教育職	5	437,613	29	6	53	8	447,565	31	1	56	9	428,690	28	1	52	2
計	903	336,922	19	10	42	2										

## イ 初任給

初級（高校卒）	行政職	140,100円
中級（短大卒）	”	152,800円
上級（大学卒）	”	172,200円

## ウ ラスパイレス指数

年	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
指数	103.9	102.6	103.0	101.9	100.3	101.3	99.8	100.4	101.5	101.6

## (3) 旅費

(単位：円)

区分	航空賃	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)		食卓料 (1夜につき)
			甲地方	乙地方	
1. 市長等	実費	1,500	14,800	13,300	3,000
2. 行政職給料表 4級以上の職務にある者	実費	1,300	13,100	11,800	2,600
3. 行政職給料表 3級以下の職務にある者	実費	1,100	10,900	9,800	2,200

- 備考 1. 宿泊料の項中甲地方とは、東京都、大阪市、京都市、名古屋市、神戸市、横浜市及び北九州市の地域をいい、乙地方とは、その他の地域をいう。
2. 航空賃は、北海道若しくは沖縄地区へ旅行する場合若しくは公務の必要又は天災その他やむを得ない事情により、最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行しがたい場合であって、旅行命令権者の承認したものに限り支給する。

## 9 職 員 研 修

### 職員研修実施内容（平成21年度）

#### (1) 基本研修

研修名	対象者	研修内容	受講者数	日数	会場・講師等
第1部	21年4月1日付 新規採用職員	市の行政、組織、地方公務員の心構え等市職員としての基礎的知識を習得させ、職場への適応力を養う。	人 13	日 計4	5階大会議室、32会議室 アビリティセンター(株) 山崎節子 庁内講師 フォローアップ研修有り
第2部	採用後1年 経過職員	職務を遂行する上に必要な基礎的な知識を体系的に習得させるとともに公務員としての自覚を高める。(施設体験研修を含む。)	10	計5	事前研修 32会議室 特別養護老人ホームで1日間体験研修 合同研修 5階大会議室
第3部	採用後6年 経過職員	最も成長力のある重要な段階であることを認識させ、効率的な職務遂行能力の向上と積極的な執務態度を養う。(施設体験研修を含む。)	15	計2	ジャスコ2階会議室 アットヒューマンコンサルティング 合田準ほか 5階大会議室
第4部	主任昇任職員	職務遂行にあたってコミュニケーションの重要性を認識させ高度の行政能力を養うとともに、管理上の原則を体系的に理解させる。	20	1	コミュニティ防災センター まちづくり協働オフィス 吉川貴士 心と体の健康センター 戒能徳樹 庁内講師
第5部	主査昇任職員	仕事の管理やチームワークの形成などに関する基本を組織的、体系的に習得させる。	28	1	コミュニティ防災センター 庁内講師
第6部	係長昇任職員	管理指導に関する原理、原則などを理解させ、指導能力、職務遂行能力を養い、円滑な行政運営のリーダーを育成する。	24	2	市民文化センター(別館) 4階第5中会議室 社団法人日本経営協会 阪口武
第7部	副課長昇任職員	職務管理執行の補佐として必要な知識、技能を習得させ、多角的な行政対応能力及び管理能力を養う。	25	1	コミュニティ防災センター アットヒューマンコンサルティング 合田準
第8部	課長、主幹、 技幹昇任職員	総合的な視野に立って行政目的を効率的に達成するために必要な管理能力の向上を図る。	14	1	コミュニティ防災センター アットヒューマンコンサルティング 合田準

#### (2) 特別研修

研修名	対象者	受講者数	日数	会場・講師等
特別研修 「臨時・非常勤職員研修」	窓口担当及び市民対応の 多い臨時・非常勤職員	人 40	日 2 (2班)	32会議室
特別研修 「公務員倫理研修」 ～公務員としての心の原点回帰～	正規職員	743	2 (3班)	市民文化センター中ホール
幹部職員産業遺産研修	特別職、部長	12	2	旧別子
特別研修 「危機管理研修」	地区連絡所要員、公民館 主事または主事補	44	1	コミュニティ防災センター
副市長ミーティング	係長昇任者、主査昇任者	51	10 (10班)	副市長応接室
特別研修 「協働のまちづくり」	生涯学習推進担当者ほか 希望者	53	1	コミュニティ防災センター



研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	会 場 ・ 講 師 等
特別研修 「人事考課研修」 ～人事考課は必要か～	一般主任以上ほか希望者	514人	2日 (3班)	コミュニティ防災センター
経営品質ビデオ講座	各部局人選	10	1	応接会議室
地域課題セミナー	関係課所職員	6	1	東予地方局
東予みらいプロジェクト	関係課所職員	8	2	東予地方局
OA研修 情報セキュリティ(e-ラーニング)	過去3カ年未受講者	214	—	庁内LAN接続パソコン
OA研修 Pas CAL Web Std 操作研修	庁内人選	78	2 (4班)	5階大会議室

### (3) 人権・同和研修

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	会 場 ・ 講 師 等
地区別人権・同和教育懇談会庁内 事前研修	全職員	617人	5日 (11班)	コミュニティ防災センター 別子山支所
地区別人権・同和教育懇談会	全職員	575	7月～ 8月	各校区内公民館 自治会館ほか
人権・同和教育主催者養成研修	主催者	36	1	コミュニティ防災センター
人権クロスミーティング	主査、副課長昇任者	35	1	コミュニティ防災センター
人権講演会	全職員	981	2 (3班)	市民文化センター中ホール
人権・同和教育職場研修	全職員	全職員	1月～ 2月	各職場

### (4) 市町村アカデミー

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
住民税課税事務	庁内人選	1人	11日	千葉市
固定資産税課税事務(家屋)	庁内人選	1	11	千葉市
男女共同参画社会の構築	庁内人選	1	5	千葉市
議会事務	庁内人選	1	9	千葉市
市町村税徴収事務	庁内人選	1	11	千葉市
広報広聴	庁内人選	1	11	千葉市
財政運営	庁内人選	1	11	千葉市

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
人材育成と研修	庁内人選	1 <sup>人</sup>	11 <sup>日</sup>	千葉市
高齢者福祉と介護保険	庁内人選	1	9	千葉市
防災と危機管理	庁内人選	1	9	千葉市
自治体経営改革 I 新たな経営手法	庁内人選	1	5	千葉市
人事管理	庁内人選	1	11	千葉市
地方公務員制度(研修講師養成)	庁内人選	1	11	千葉市
監査委員特別講座	庁内人選	1	3	千葉市

(5) 電源地域振興センター

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
プレゼンテーション能力開発講座	庁内人選	1 <sup>人</sup>	3 <sup>日</sup>	東京都港区
住民との協働によるまちづくり I	庁内人選	1	3	東京都港区
ファシリテータ能力開発講座	庁内人選	1	3	東京都港区
行政評価の効果的な手法・活用策・改善策を学ぶ	庁内人選	1	4	東京都港区
少子化社会における地域づくりを学ぶ	庁内人選	1	3	東京都港区
地域資源を活用した観光振興を学ぶ	庁内人選	1	3	東京都港区
地域産業活性化の方策を学ぶ	庁内人選	1	3	東京都港区
中心市街地活性化を学ぶ	庁内人選	1	3	佐久市
高齢化社会における地域づくりを学ぶ	庁内人選	1	3	東京都港区
農業の活性化策を学ぶ	庁内人選	1	3	東京都港区
問題解決・企画立案能力開発講座	庁内人選	1	4	東京都港区
住民と行政が一体となった地域福祉のあり方を考える	庁内人選	1	3	東京都港区
住民との協働によるまちづくり II	庁内人選	1	3	東京都港区
循環型社会の推進における地域活性化策を学ぶ	庁内人選	1	3	東京都港区

## (6) 国際文化アカデミー

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
行政経営とその改革の手法	庁内人選	1 <sup>人</sup>	5 <sup>日</sup>	大津市
食育の推進	庁内人選	1	4	大津市
不当要求・行政対象暴力への対応	庁内人選	1	3	大津市
障害のある人への自立支援	庁内人選	1	5	大津市

## (7) 愛媛県研修所派遣

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
行政法講座	庁内人選	2 <sup>人</sup>	3 <sup>日</sup>	松山市
民法講座	庁内人選	3	3	松山市
地方自治法講座	庁内人選	2	2	松山市
公共マーケティング講座	庁内人選	1	3	松山市
協働型政策立案講座	庁内人選	1	2	松山市
意思決定能力講座	庁内人選	3	2	松山市
コーチング講座	庁内人選	1	2	松山市
プレゼンテーション講座	庁内人選	1	2	松山市
クレーム対応講座	庁内人選	1	2	松山市
ロジカルシンキング講座	庁内人選	2	2	松山市
C S (生活者満足度)向上講座	庁内人選	2	2	松山市
法制執務講座	庁内人選	2	2	松山市
問題解決基礎講座	庁内人選	1	3	松山市
文章力向上講座	庁内人選	2	2	松山市
経営分析基礎講座	庁内人選	2	2	松山市
コミュニケーション能力向上講座	庁内人選	1	2	松山市
ファシリテーション講座	庁内人選	2	2	松山市
政策形成講座	庁内人選	1	2	松山市
危機管理(地震災害対策)講座	庁内人選	1	2	松山市
土木職員技術研修	庁内人選	2	6	松山市

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
メンタルヘルス講座	庁内人選	3 <sup>人</sup>	2 <sup>日</sup>	松山市
市町中堅職員研修	庁内人選	5	5	松山市
市町係長級研修	庁内人選	2	4	松山市
市町課長級研修	庁内人選	2	2	松山市

(8) 消 防

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
愛媛県消防学校「初任教育」	担当者	4 <sup>人</sup>	177 <sup>日</sup>	松山市
愛媛県消防学校「救助科」	担当者	1	42	松山市
愛媛県消防学校「新救助技術講習」	担当者	2	4	松山市
愛媛県消防学校「救急科」	担当者	4	61	松山市
愛媛県消防学校「初級幹部科」	担当者	1	11	松山市
愛媛県消防学校「予防査察科」	担当者	1	12	松山市
愛媛県消防学校「火災調査科」 火災調査要領聴講	担当者	1	1	松山市
救急救命北九州研修所研修	担当者	1	199	北九州市
消防大学校「予防科」	担当者	1	54	東京

(9) 四国地方整備局

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
河川構造物研修	庁内人選	1 <sup>人</sup>	5 <sup>日</sup>	高松市

(10) 愛媛県派遣

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
愛媛県派遣	庁内人選	5 <sup>人</sup>	365 <sup>日</sup>	愛媛県

(11) NOMA

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
農地法・都市計画法をふまえた農地 の法知識と農地行政の法実務	担当者	1 <sup>人</sup>	2 <sup>日</sup>	大阪市

## (12) 人権教育

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
第61回全国人権・同和教育研究大会	庁内人選	1人	4日	四日市市

## (13) 議会関係

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
市民経済委員会所管事務調査同行	担当者	1人	4日	大田区 他
福祉教育委員会所管事務調査同行	担当者	1	4	旭川市 他
企画総務委員会所管事務調査同行	担当者	1	4	日光市 他
環境建設委員会所管事務調査同行	担当者	1	4	須賀川市 他
議会運営委員会所管事務調査同行	担当者	1	4	函館市 他
都市基盤整備促進特別委員会付議事件調査同行	担当者	1	3	高松市 他
行財政改革調査特別委員会付議事件調査同行	担当者	1	3	大村市 他
地域・産業振興対策特別委員会付議事件調査同行	担当者	1	3	長野市 他
議会改革調査特別委員会付議事件調査同行	担当者	1	3	多摩市 他

## (14) 日本下水道事業団

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
実施設計コース 管きょ設計Ⅱ	担当者	2人	18日	戸田市

## (15) その他

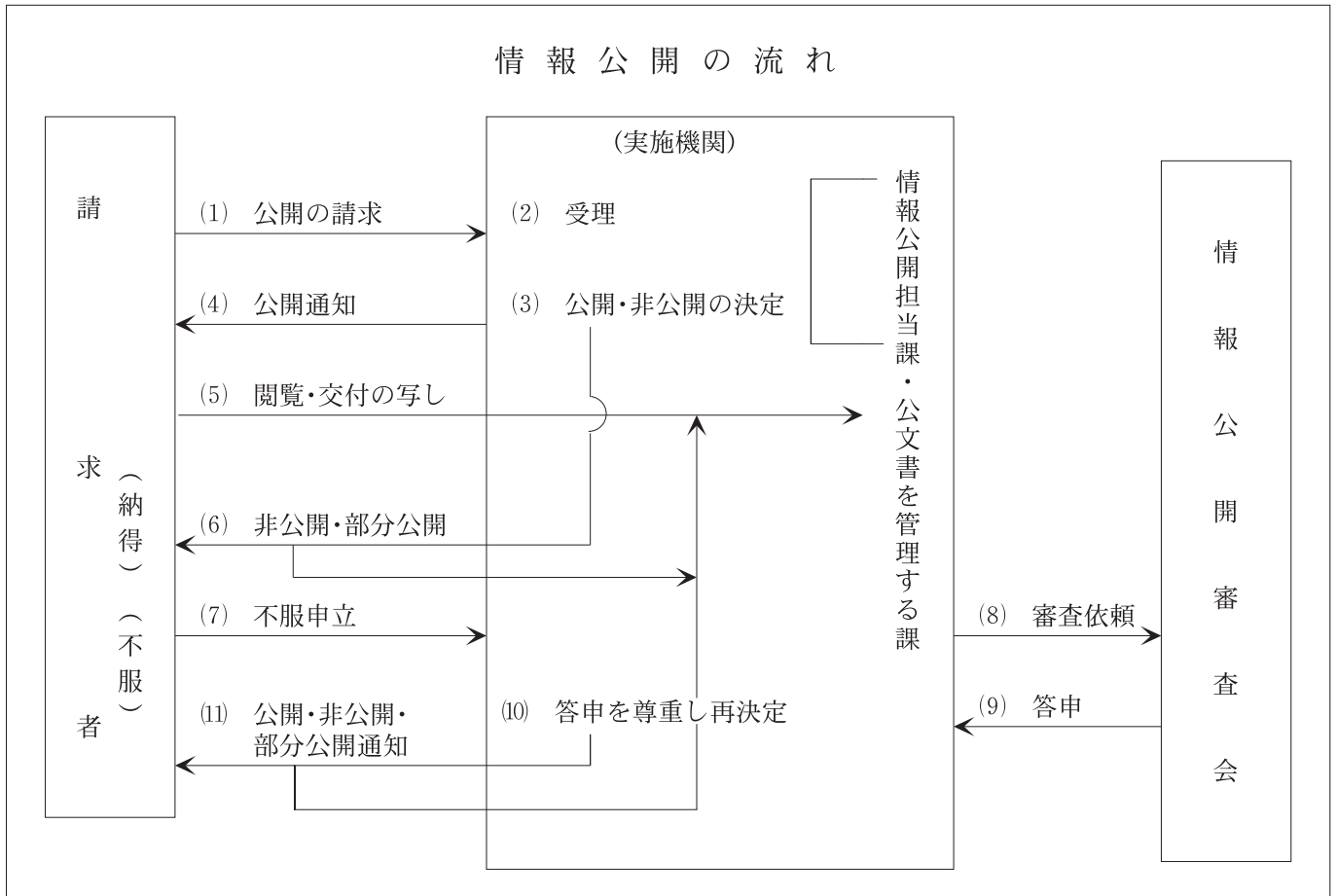
研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
消費者行政職員研修職員講座	担当者	1人	3日	相模原市
全国都市税財政主管者研修会	担当者	1	1	東京
環境自治体会議先進地研修	担当者	1	2	多治見市
平成21年度愛南町防災フォーラム	担当者	2	2	愛南町
NPO関連研修「ドリームプラン・プレゼンテーションGIFU 2009」	担当者	1	1	多治見市
障害者雇用先進地視察	担当者	2	3	東京 他

# 10 情報公開制度

「情報公開制度」は、市民の市政に対する理解を深め、公正で開かれた市政を推進するために、市が持っている行政情報(公文書)を広く公開・提供するもので、

平成19年度に新居浜市情報公開条例の全部改正を行い、平成20年1月1日から施行している。

## (1) 情報公開の請求から公開までの手続き



## (2) 不服申立て

非公開の決定に不服があるときは、決定のあった日の翌日から60日以内に、市に対して、行政不服審査法による不服申立てができる。

この場合、市では、公正な判断を行うため学識経験者で組織する「新居浜市情報公開審査会」に審査を依頼し、その意見を尊重して公開するかどうかを再決定することになる。

## (3) 情報公開制度の運用状況

新しい新居浜市情報公開条例では、資料(公文書)について、誰でも情報公開請求ができることとしている。

表(1) 公文書公開請求の実施機関別件数と処理状況

年度 実施機関 処理状況	20		21	
	市長	その他の機関	市長	その他の機関
公開	9	2	10	1
部分公開	6	0	12	0
非公開	0	0	0	0
不存	1	0	2	0
在				
不服申立	0	0	0	0
取下げ	0	0	0	0
合計	16	2	24	1

注：実施機関とは、市長（水道局を含む）、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、公平委員会、固定資産税評価審査委員会、議会のことをいう。

## 11 個人情報保護制度

「個人情報保護制度」は、プライバシーの保護等個人の権利利益を保護するため、市における個人情報の収集、利用、管理等、個人情報の適正な取扱いを定めるとともに、自己情報の開示、訂正又は利用停止の権利を保障するもので、平成19年度に新居浜市個人情報保護条例の全部改正を行い、平成20年1月1日から施行している。

### (1) 対象情報及び個人情報取扱事務の届出

個人に関する情報が対象となり、電算処理情報に限らず、手作業による処理情報を含むすべての個人情報を対象とする。市で個人情報を取り扱う事務については、届出制とし、市長が一元管理し、届出された個人情報取扱事務は、行政資料室において一般の閲覧に供している。

### (2) 個人情報の収集

個人情報の収集は、本人からの収集を原則としている。ただし、本人の同意があるとき、法令等の規定に基づくとき又は出版、報道等により公にされているときなどは例外とする。また、思想信条等の要注意情報については、行政事務執行上や

むを得ない場合を除き、収集しないことにしている。

### (3) 個人情報の利用及び提供

個人情報は、個人情報取扱事務の目的内で利用又は提供することを原則としている。目的外に利用又は提供する場合は、本人の同意があるとき、法令等の規定に基づくとき又は緊急かつやむを得ないときなどに限る。

### (4) 自己情報の開示の請求及び訂正又は利用停止の請求

市が保有している個人情報は、本人に限り自己に係る個人情報の開示及び訂正、利用停止の請求ができる。

### (5) 不服申立て

個人情報の開示、訂正又は利用停止の請求に対する決定に不服があるときは、行政不服審査法による不服申立てができる。

この場合、公正な判断を行うため、不服申立ての審査や個人情報保護制度の重要な事項に対して建議するため学識経験者で組織する「新居浜市個人情報保護審議会」に審査を依頼し、その答申を尊重して再決定することになる。

### (6) 個人情報保護制度の運用状況

情報公開制度の運用状況とともに市政だよりで毎年1回公表している。平成21年度実施機関における個人情報取扱事務件数は、501件である。

表(1) 自己に係る個人情報請求の実施機関別件数と処理状況

申請 (申出)区分 実施機関	20		21	
	市長	その他の機関	市長	その他の機関
開示	0	0	3	0
部分開示	1	0	1	1
不開示	1	0	0	0
不存	0	0	2	0
在				
取下げ	0	0	0	0
不服申立	0	0	0	0
合計	2	0	6	1

## 12 防 災 対 策

本市では、大きな被害をもたらした兵庫県南部地震を教訓に、地震対策を充実させ、災害の防止と被害を最小限に食い止め、市民の尊い生命と財産を守るため、次のような防災対策事業を実施し、安全なまちづくりに取り組んでいる。

### (1) 防災計画の策定

平成17年度に、地域防災計画を修正し、「風水害対策編」、「震災対策編」、「資料編」の3編を1冊にまとめた。加えて、必要な防災情報を提供し、確実な避難が図られるよう、災害時要援護者の支援計画作成に取り組んでいる。

### (2) 防災無線の設置

災害時の情報を迅速かつ的確に把握するため平成8年度から移動系防災行政無線の運用を開始するとともに平成9年度に県、市町等を結ぶ衛星系防災行政無線を整備した。また、別子山地区においては、同報系防災行政無線を整備している。

緊急地震速報などに対応できるデジタル式防災行政無線の設計を実施し、整備を進めている。

### (3) 防災用品の備蓄

日用品、医薬品、毛布、食料品、保存水、簡易トイレ、おむつなど応急的援護物資を備蓄している。

### (4) 啓発活動

市民向けの啓発資料の発行・配布、防災講演会の開催、洪水ハザードマップの全戸配布などを実施し、市民の防災意識の高揚を図っている。

### (5) 総合防災訓練の実施

市民の防災意識の高揚と知識の普及、自主防災組織の育成と強化、安心と安全のまちづくりを目的に大規模地震を想定し、地域住民が主体となり、防災関係機関と一体となった実践的な総合防災訓練を実施している。

### (6) 避難場所案内板の設置

災害に備え、市民に避難場所の周知を図り、防災に対する認識を深めるため、避難場所案内板の設置を図っている。

### (7) 自主防災組織の結成促進

「自分のまちは自分たちで守る」という地域連帯感に基づき、自治会を中心とした自主防災組織の結成を促進する。

(自主防災組織数) 109組織 313単位自治会

(22.4.1現在)

### (8) 国民保護計画の周知・啓発

武力攻撃事態等における被害を最小限にすることを目的として、平成18年度に作成した新居浜市国民保護計画の周知・啓発を図っている。

## 13 安全・安心のまちづくり

近年、犯罪が多様化、複雑化、凶暴化し、発生件数についても増加しており、防犯団体、地域住民、警察関係者などとの連携のもとに防犯意識を高め、心のかよったあたたかい地域づくりが必要となっている。

このようなことから、新居浜市民が安全に、かつ、安心して暮らせる地域社会の実現を図るため、地域のふれあいと連携の中で安全・安心のネットワークを形成し、市、警察、市民、事業者、団体等が一体となった活動を展開することにより、安心・安全のまちづくりの実現を目指し、平成16年7月21日に新居浜市安全・安心のまちづくり協議会が結成された。

### (1) 新居浜市安全・安心のまちづくり協議会

- ・48団体で構成
- ・防犯啓発部会
- ・生活安心部会

### (2) 新居浜市安全安心のまちづくり条例の制定

犯罪、事故、災害等による被害の未然防止を図り、安全で住みよい社会を実現するため、平成21年度に条例を制定した。



# 14 交通安全対策

## (1) 概要

本格的な高速交通・大量交通時代を迎え、新居浜市の陸上交通の安全に関し、第8次新居浜市交通安全計画に基づき、国、県等の関係機関・団体との緊密な連携のもと、市民の交通安全意識の高揚に一層努めるとともに、交通事故のない安全で快適な新居浜市を目指して、交通安全対策を積極的に推進する。

### 交通安全意識の高揚

- ・春秋の全国交通安全運動及び年末の交通安全県民運動、高齢者交通安全運動を実施
- ・老人クラブ・婦人会・公民館等との連携、協力を得ながら、各団体の実情に応じたフィルム、ビデオ、チラシ等による交通安全講座を実施
- ・保育園、幼稚園、小・中・高等学校と協力し、歩行及び自転車等の実技指導と腹話術・ダミー実験等の視覚でとらえた教育の実施
- ・交通安全母の会の育成と組織の充実  
母の会会員数 11,890人 (22.4.1現在)

- ・幼児交通安全クラブ（こじかクラブ）の母と子の安全教育を実施。

クラブ数 34 会員数 3,183人 (22.4.1現在)

- ・老人クラブ、高齢者教室等の集会を利用して交通安全教育を実施
- ・高齢者交通安全日(毎月10日)に安全運動を実施
- ・交通安全の日(毎月20日)に安全運動を実施
- ・交通指導員 (22.4.1現在)

小・中学校児童生徒の通学時における交通事故から守る適切な誘導保護、一斉街頭指導、中・高校生の通学時自転車一斉街頭指導、自転車の夜間無灯火指導、花火大会等公的行事の交通指導等を実施

### 交通指導員の人員

男子(民間) 54人

女子(民間) 21人

## (2) 交通事故の状況(新居浜市内)

区分 \ 年	17	18	19	20	21
件数(件)	1,087	1,030	994	913	851
死者(人)	7	7	8	5	5
傷者(人)	1,309	1,253	1,165	1,086	973

## (3) 時間別、二輪車、女性ドライバーの事故(新居浜署管内)

区分	平成19年			平成20年			平成21年			
	件数(件)	死者(人)	傷者(人)	件数(件)	死者(人)	傷者(人)	件数(件)	死者(人)	傷者(人)	
時間別	0 ~ 2	8	0	9	10	1	15	12	0	14
	2 ~ 4	6	1	6	6	1	10	6	1	6
	4 ~ 6	11	0	12	3	0	3	5	0	8
	6 ~ 8	105	0	113	91	1	98	71	0	79
	8 ~ 10	134	0	149	134	0	159	137	0	151
	10 ~ 12	126	1	143	122	0	142	122	0	137
	12 ~ 14	128	1	154	87	1	104	109	0	127
	14 ~ 16	118	0	139	126	1	146	99	0	116
	16 ~ 18	179	1	204	161	0	193	139	3	155
	18 ~ 20	114	1	150	102	0	125	97	1	111
	20 ~ 22	33	1	47	44	0	57	33	0	37
	22 ~ 24	29	2	36	22	0	26	19	0	30
	合計	991	8	1,162	908	5	1,078	849	5	971
二輪車	自動二輪	75	1	66	74	0	67	75	0	70
	原付	230	2	212	186	1	168	161	2	144
	自転車	184	1	187	160	0	157	164	1	161
女性の事故	877	4	645	843	2	591	738	3	508	

## (4) 地区別交通事故（高速道路を除く）

地区別	校 区 別	平 成 21 年					
		件 数 (件)		死 者 (人)		傷 者 (人)	
川 西	新 居 浜	62	325	1	1	76	378
	金 子	80		0		88	
	宮 西	41		0		49	
	若 宮	29		0		35	
	金 栄	78		0		86	
	惣 開	35		0		44	
川 東	浮 島	19	176	0	2	22	193
	高 津	59		1		65	
	神 郷	51		1		57	
	垣 生	14		0		14	
	多 喜 浜	33		0		35	
	大 島	0		0		0	
上 部	中 菽	127	350	0	2	148	402
	泉 川	117		2		132	
	角 野	42		0		47	
	船 木	47		0		54	
	大 生 院	15		0		19	
	別 子 山	2		0		2	
合 計		851		5		973	